

学校運営連絡協議会設置要綱

第 1 (名称)

この会の名称を「都立小平高等学校学校運営連絡協議会」(以下、「学校運営連絡協議会」という。)とする。

第 2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第 3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第 4 (組織)

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

1. 協議委員は、校長が推薦し、都教委が委嘱する保護者代表 1 名、同窓会代表 1 名、近隣小・中学校長 2 名、地域住民代表 2 名、近隣大学関係者 1 名、小平市教育委員会等地域行政機関代表 2 名とする。
2. 内部委員は、副校長、経営企画室長、教務主幹、1 学年主幹、生活指導主任、進路指導主任、2 学年主任、3 学年主任の 8 名とする。

学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第 5 (任期)

委員の任期は第 1 回学校運営連絡協議会開催日から当該年度 3 月 31 日までとする。

第 6 (役員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名、副会長 2 名、学校評価委員会委員長 1 名、事務局長 1 名
2. 会長は校長とする。
3. 副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第 7 (会の開催回数、開催時期)

学校運営連絡協議会は、6 月、10 月、1 月の年 3 回開催する。

第 8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第 9 (事務局)

都立小平高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、総務主幹をもって充てる。

第 10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。